

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>（業務報告書等） 第五十九条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第百十条第二項に規定する中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の保険会社及びその子会社等の業務及び財産の状況について、中間事業概況書、中間連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第六号の三により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。</p> <p>5 法第百十条第二項に規定する業務報告書は、事業概況書、連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第七号の三により作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。</p> <p>6・7（略）</p> <p>（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等） 第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（業務報告書等） 第五十九条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第百十条第二項に規定する中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の保険会社及びその子会社等の業務及び財産の状況について、中間事業概況書、中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第六号の三により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。</p> <p>5 法第百十条第二項に規定する業務報告書は、事業概況書、連結財務諸表に分けて、別紙様式第七号の三により作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。</p> <p>6・7（略）</p> <p>（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等） 第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二（略）</p>

三 保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項(15)から(18)までに掲げる事項については、保険信託業務を行う場合に限る。( )

(1) (9) (略)

(10) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(法第三十条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準(保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定められたものに限る。))に係る算式により得られる比率をいう。( )

(11) (18) (略)

ハ～ホ (略)

四 (略)

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項(八に掲げる事項については、保険信託業務を行う場合に限る。)

イ～二 (略)

ホ 保険金等の支払能力の充実の状況(保険会社に係る法第三十条各号に掲げる額を用いて定められたもの限り、当該各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額並びに第八十七条第二号の二に規定する額の算出方法及びその計算の基礎となる係数を含む。)

へ～又 (略)

三 保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項(15)から(18)までに掲げる事項については、保険信託業務を行う場合に限る。( )

(1) (9) (略)

(10) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(法第三十条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。)

(11) (18) (略)

ハ～ホ (略)

四 (略)

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項(八に掲げる事項については、保険信託業務を行う場合に限る。)

イ～二 (略)

ホ 保険金等の支払能力の充実の状況(法第三十条各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額並びに第八十七条第二号の二に規定する額の算出方法及びその計算の基礎となる係数を含む。)

へ～又 (略)

六（略）

2（略）

第五十九条の三 法第百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 保険会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ（略）

ロ 直近の五連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) (5)（略）

(6) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。）

三 保険会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ・ロ（略）

八 保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたものに限

六（略）

2（略）

第五十九条の三 法第百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 保険会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ（略）

ロ 直近の五連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) (5)（略）

（新設）

三 保険会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ・ロ（略）

八 保険会社の子会社等である保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況（法第百三十条各号（法第二百七十二条の二十八

り、当該各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含む。及び保険会社の子会社等である保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況（法第百三十条各号）（法第二百七十二條の二十八において準用する場合を含む。）に掲げる額を含む。

二・ホ（略）

四（略）

2（略）

（届出事項等）

第八十五条 法第百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～十三（略）

十三の二 第八十七条第二号の二又は第八十八条第一号若しくは第五号に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

十三の三 前号に規定する算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

十四～十七（略）

2～6（略）

（健全性の基準に用いる単体の資本金、基金、準備金等）

第八十六条 法第百三十条第一号に規定する資本金、基金、準備金そ

において準用する場合を含む。）に掲げる額を含む。）

二・ホ（略）

四（略）

2（略）

（届出事項等）

第八十五条 法第百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～十三（略）

十三の二 第八十七条第二号の二に掲げる額を算出するため、金融庁長官が定めるところにより保険会社の定める算出方法を用いようとする場合

十三の三 前号に規定する保険会社の定める算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

十四～十七（略）

2～6（略）

（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）

第八十六条 法第百三十条第一号に規定する資本金、基金、準備金そ

他の内閣府令で定めるものの額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社に係る額に限る。）は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。）の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一 資本金又は基金等の額（貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額（保険会社である相互会社にあつては、社員配当準備金に積み立てる金額を含む。）、貸借対照表の評価・換算差額等（財務諸表等規則第六十七条の評価・換算差額等をいう。第二百十一条の五十九において同じ。）の科目に計上した金額、法第百十三条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額をいう。）

二・三（略）

三の二 第七十条第一項第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）第七条第一項（地震保険責任準備金の計算方法）に定める危険準備金を含む。次条第一項第四号及び第二百十条の十一の三第一項第四号において同じ。）の額

四・五（略）

六 保険会社が有する土地（日本国内の土地に限る。）については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。）の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一 資本金又は基金等の額（純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額（保険会社である相互会社にあつては、社員配当準備金に積み立てる金額を含む。）、貸借対照表の評価・換算差額等（財務諸表等規則第六十七条の評価・換算差額等をいう。第二百十一条の五十九において同じ。）の科目に計上した金額、法第百十三条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額をいう。）

二・三（略）

三の二 第七十条第一項第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）第七条第一項（地震保険責任準備金の計算方法）に定める危険準備金を含む。）。の額

四・五（略）

六 保険会社が有する土地については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

七（略）

2（略）

（健全性の基準に用いる連結の資本金、基金、準備金等）

第八十六条の二 法第百三十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及びその子会社等に係る額に限る。）は、次に掲げる額（第一号から第七号までに掲げる額にあつては、少額短期保険業者に係るものを除く。）から繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一 資本金又は基金等の額（連結貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額（保険会社である相互会社にあつては、社員配当準備金に積み立てる金額を含む。）、連結貸借対照表のその他の包括利益累計額（連結財務諸表規則第四十三條の二第一項のその他の包括利益累計額をいう。第二百十條の十一の三第一項第一号において同じ。）の科目に計上した金額、法第百十三條前段の規定の規定により連結貸借対照表の資産の部に計上した金額に相当する額、のれん（のれんに類する額を含む。）、及び繰延資産として連結貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額をいう。）

二 法第百十五條第一項の価格変動準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対

七（略）

2（略）

（新設）

- 照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。( ) を含めることができる。( )
- 三 第六十九条第一項第三号及び第七十条第一項第二号の二の危険準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額(当該額と同様の額)(連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。( ) を含めることができる。)
- 四 第七十条第一項第二号の異常危険準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額(当該額と同様の額)(連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。( ) を含めることができる。)
- 五 一般貸倒引当金の額
- 六 保険会社及びその子会社等有するその他有価証券については、連結貸借対照表計上額の合計額と当該合計額に係る帳簿価額の合計額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額
- 七 保険会社及びその子会社等有する土地(日本国内の土地に限る。( ) については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額(当該額と同様の額)(外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号に掲げる額に相当する額に算入する

ことを認めたものに限る。)を含めることができる。)

- 2 前項第七号中「時価」とは、保険金等の支払能力の充実の状況を  
示す比率の算出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した価額を  
いう。

(単体の通常の予測を超える危険に対応する額)

第八十七条 法第三百三十条第二号に規定する引き受けている保険に係  
る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常  
の予測を超えるものに対応する額(保険金等の支払能力の充実の状  
況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社に係  
る額に限る。)は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定める  
ところにより計算した額とする。

- 一 保険リスク(実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超える  
ことにより発生し得る危険をいう。次号、次条第一号から第三号  
まで、第百六十二条第一号及び第一号の二、第二百十條の十一の  
四第一号から第三号まで並びに第二百十一條の六十第一号におい  
て同じ。)に対応する額として金融庁長官が定めるところにより  
計算した額(次号に掲げる額を除く。)

一の二 (略)

- 二 予定利率リスク(責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確  
保できなくなる危険をいう。次条第四号、第百六十二条第二号及  
び第二百十條の十一の四第四号において同じ。)に対応する額と

(通常の予測を超える危険に対応する額)

第八十七条 法第三百三十条第二号に規定する引き受けている保険に係  
る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常  
の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金  
融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

- 一 保険リスク(実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超える  
ことにより発生し得る危険をいう。次号、第百六十二条及び第二  
百十一條の六十において同じ。)に対応する額として金融庁長官  
が定めるところにより計算した額(次号に掲げる額を除く。)

一の二 (略)

- 二 予定利率リスク(責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確  
保できなくなる危険をいう。第百六十二条において同じ。)に対  
応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

して金融庁長官が定めるところにより計算した額

二の二 最低保証リスク（特別勘定を設けた保険契約であつて、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であつて、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険をいう。次条第五号及び第二百十條の十一の四第五号において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

三 資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であつて、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。次条第六号、第二百十條の十一の四第六号及び第二百十一條の六十第二号において同じ。）に対応する額として次のイからへまでに掲げる額の合計額

イ 価格変動等リスク（保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格変動等により発生し得る危険をいう。次条第六号イ、第二百十條の十一の四第六号イ及び第二百十一條の六十第二号イにおいて同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ロ 信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。次条第六号ロ、第二百十條の十一の四第六号ロ及び第二百十一條の六十第二号ロにおいて同じ。）に対応する額として金融

二の二 最低保証リスク（特別勘定を設けた保険契約であつて、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であつて、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険をいう。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

三 資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であつて、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。第二百十一條の六十において同じ。）に対応する額として次のイからへまでに掲げる額の合計額

イ 価格変動等リスク（保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格変動等により発生し得る危険をいう。第二百十一條の六十において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ロ 信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。第二百十一條の六十において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

庁長官が定めるところにより計算した額

八 子会社等リスク（子会社等（法第一百十条第二項に規定する子会社等をいう。）への投資その他の理由により発生し得る危険をいう。第百六十二条第三号八において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

二 デリバティブ取引リスク（デリバティブ取引、法第九十八条第一項第八号に規定する金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引その他これらと類似の取引により発生し得る危険をいう。次条第六号八、第百六十二条第三号二及び第二百十条の十一の四第六号八において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ホ 信用スプレッドリスク（金融商品取引法第二十一条第五号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）若しくは同条第二十二項第六号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）又はこれらに類似する取引において、通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。次条第六号二、第百六十二条第三号ホ及び第二百十条の十一の四第六号二において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ヘ イからホまでのリスクに準ずるものに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

四 経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であつて、前各号に掲げる危険に該当しないものをいう。次

八 子会社等リスク（子会社等（法第一百十条第二項に規定する子会社等をいう。）への投資その他の理由により発生し得る危険をいう。第百六十二条において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

二 デリバティブ取引リスク（デリバティブ取引、法第九十八条第一項第八号に規定する金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引その他これらと類似の取引により発生し得る危険をいう。第百六十二条において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ホ 信用スプレッドリスク（金融商品取引法第二十一条第五号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）若しくは同条第二十二項第六号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）又はこれらに類似する取引において、通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。第百六十二条第三号ホにおいて同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ヘ イからホまでのリスクに準ずるものに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

四 経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であつて、前各号に掲げる危険に該当しないものをいう。第

条第七号、第二百十条の十一の四第七号及び第二百十一条の六十第三号において同じ。）に対応する額として、前各号に対応する額に基づき金融庁長官が定めるところにより計算した額

（連結の通常の予測を超える危険に対応する額）

第八十八条 法第三百三十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及びその子会社等に係る額に限る。）は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

- 一 保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額（次号及び第三号に掲げる額を除く。）
- 二 第三分野保険の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- 三 子会社等である少額短期保険業者の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- 四 予定利率リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- 五 最低保証リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- 六 資産運用リスクに対応する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額

二百十一条の六十において同じ。）に対応する額として、前各号に対応する額に基づき金融庁長官が定めるところにより計算した額

第八十八条 削除

- イ 価格変動等リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- ロ 信用リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- ハ デリバティブ取引リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- ニ 信用スプレッドリスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- ホ イから二までのリスクに準ずるものに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- 七 経営管理リスクに対応する額として、金融庁長官が定めるところにより計算した額

(外国保険会社等の届出事項等)

第六十六條 法第二百九條第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 六 (略)

六の二 第六十二條第二号の二に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

六の二の二 前号に規定する算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

六の三 七 (略)

(外国保険会社等の届出事項等)

第六十六條 法第二百九條第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 六 (略)

六の二 第六十二條第二号の二に掲げる額を算出するため、金融庁長官が定めるところにより外国保険会社等の定める算出方法を用いようとする場合

六の二の二 前号に規定する外国保険会社等の定める算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

六の三 七 (略)

2 } 5 (略)

(免許特定法人の届出)

第九十二条 法第二百三十四条第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 } 五 (略)

五の二 第九十条第二項の規定に基づき、第六十二条第二号の二に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

五の三 前号に規定する算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

六 (略)

2 } 5 (略)

(保険持株会社に係る業務報告書等)

第二十條の十 法第二百七十一条の二十四第一項の規定による中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、中間事業概況書、中間連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十四号により作成し、当該期間経過後三月以内(外国所在保険持株会社(保険会社を子会社とする外国の持株会社であつて、法第二百七十一条の十八第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう

2 } 5 (略)

(免許特定法人の届出)

第九十二条 法第二百三十四条第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 } 五 (略)

五の二 第九十条第二項の規定に基づき、第六十二条第二号の二に掲げる額を算出するため、金融庁長官が定めるところにより免許特定法人の定める算出方法を用いようとする場合

五の三 前号に規定する免許特定法人の定める算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

六 (略)

2 } 5 (略)

(保険持株会社に係る業務報告書等)

第二十條の十 法第二百七十一条の二十四第一項の規定による中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、中間事業概況書、中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第十四号により作成し、当該期間経過後三月以内(外国所在保険持株会社(保険会社を子会社とする外国の持株会社であつて、法第二百七十一条の十八第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。次項及び第二十條の十四において同じ。)にあ

。次項及び第二百十條の十四において同じ。）にあつては、当該期間経過後六月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第二百七十一條の二十四第一項の規定による業務報告書は、事業概況書、連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十五号により作成し、事業年度終了後四月以内（外国所在保険持株会社にあつては、事業年度終了後六月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

3～6（略）

（保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二百十條の十の二 法第二百七十一條の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 保険持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ（略）

ロ 直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) (5)（略）

(6) 保険金等の支払能力の充実を示す比率（法第二百七十一條の二十八の二の保険持株会社の子会社である保険会社における保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの

つては、当該期間経過後六月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第二百七十一條の二十四第一項の規定による業務報告書は、事業概況書、連結財務諸表に分けて、別紙様式第十五号により作成し、事業年度終了後四月以内（外国所在保険持株会社にあつては、事業年度終了後六月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

3～6（略）

（保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二百十條の十の二 法第二百七十一條の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 保険持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ（略）

ロ 直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) (5)（略）

（新設）

基準に係る算式により得られる比率をいう。）

四 保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 保険金等の支払能力の充実の状況（法第二百七十一条の二十八の二各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含む。）及び保険持株会社の子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（法第三百三十条各号に掲げる額を含む。）

二・ホ (略)

五 (略)

2 } 4 (略)

( 保険持株会社に係る健全性の基準に用いる資本金、準備金等 )

第二百十條の十一の三 法第二百七十一条の二十八の二第一号に規定する資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額（第一号から第七号までに掲げる額にあつては、少額短期保険業者に係るものを除く。）から繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一 資本金等の額（連結貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額、連結貸借対照表のその他の包括利益累計額の科目に計上した金額、法第一百三十一条前段の規定により連結貸借対照表の資産の部に計上した金額に相当する額、のれん

四 保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 保険持株会社の子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（法第三百三十条各号に掲げる額を含む。）

二・ホ (略)

五 (略)

2 } 4 (略)

( 新設 )

(のれんに類する額を含む。)及び繰延資産として連結貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額をいう。)

二 法第百十五条第一項の価格変動準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額(当該額と同様の額)連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであつて、外国の当局が当該外国の法令における法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。(を含めることができる。)

三 第六十九条第一項第三号及び第七十条第一項第二号の二の危険準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額(当該額と同様の額)連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであつて、外国の当局が当該外国の法令における法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。(を含めることができる。)

四 第七十条第一項第二号の異常危険準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額(当該額と同様の額)連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであつて、外国の当局が当該外国の法令における法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。(を含めることができる。)

五 一般貸倒引当金の額

六 保険持株会社及びその子会社等が有するその他有価証券については、連結貸借対照表計上額の合計額と当該合計額に係る帳簿価

額の合計額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

七 保険持株会社及びその子会社等が有する土地（日本国内の土地に限る。）については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額（当該額と同様の額）（外国の当局が当該外国の法令における法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

八 その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額  
2 前項第七号中「時価」とは、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した価額をいう。

（保険持株会社に係る通常の予測を超える危険に対応する額）

第二百十條の十一の四 法第二百七十一条の二十八の二第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一 保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額（次号及び第三号に掲げる額を除く。）

二 第三分野保険の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

三 子会社等である少額短期保険業者の保険リスクに対応する額と

（新設）

して金融庁長官が定めるところにより計算した額

四 予定利率リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

五 最低保証リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

六 資産運用リスクに対応する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額

イ 価格変動等リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ロ 信用リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ハ デリバティブ取引リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ニ 信用スプレッドリスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ホ イからニまでのリスクに準ずるものに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

七 経営管理リスクに対応する額として、金融庁長官が定めるところにより計算した額

(適用除外)

第二百十条の十一の五 前二条の規定は、他の保険会社又は保険持株会社の子会社である保険持株会社については、適用しない。

(新設)

(届出事項)

第二百十条の十四 (略)

2 法第二百七十一条の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇八 (略)

九 第二百十条の十一の四第一号又は第五号に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

十 前号に規定する保険持株会社の子会社等の定める算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

3 (略)

(業務報告書等)

第二百十一条の三十六 (略)

2・3 (略)

4 第五十九条第四項及び第五項の規定は法第二百七十二条の十六第三項において準用する法第一百十条第二項に規定する中間業務報告書又は業務報告書の提出について、第五十九条第六項及び第七項の規定は少額短期保険業者が中間業務報告書又は業務報告書の提出を延期する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「、中間連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面」とあるのは「及び中間連結財務諸表」と、「別紙様式第六号の三」とあるのは「別紙様式第十六号の十九」と、同条第五項中「

(届出事項)

第二百十条の十四 (略)

2 法第二百七十一条の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇八 (略)

(新設)

(新設)

3 (略)

(業務報告書等)

第二百十一条の三十六 (略)

2・3 (略)

4 第五十九条第四項及び第五項の規定は法第二百七十二条の十六第三項において準用する法第一百十条第二項に規定する中間業務報告書又は業務報告書の提出について、第五十九条第六項及び第七項の規定は少額短期保険業者が中間業務報告書又は業務報告書の提出を延期する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「別紙様式第六号の三」とあるのは「別紙様式第十六号の十九」と、同条第五項中「別紙様式第七号の三」とあるのは「別紙様式第十六号の二十」と、同条第六項中「第一項、第二項、第四項又は第五項

、連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面」とあるのは「及び連結財務諸表」と、「別紙様式第七号の三」とあるのは「別紙様式第十六号の二十」と、同条第六項中「第一項、第二項、第四項又は第五項」とあるのは「第二十一条の三十六第一項若しくは第二項又は同条第四項において準用する第五十九条第四項若しくは第五項」と、「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官（令第四十七条の二の規定により、当該少額短期保険業者の本店又は主たる事務所を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長。次項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第二百十一条の三十七 法第二百七十二条の十七において準用する法  
第一百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる  
事項とする。

一・二（略）

三 少額短期保険業者の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ（略）

ロ 直近の三事業年度における主要な業務の状況を示す指標等と  
して次に掲げる事項

(1) (8)（略）

(9) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第二百七

）とあるのは「第二十一条の三十六第一項若しくは第二項又は同  
条第四項において準用する第五十九条第四項若しくは第五項」と、  
「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官（令第四十七条の二の規定  
により、当該少額短期保険業者の本店又は主たる事務所を管轄する  
財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合に  
あつては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては  
、その財務局長又は福岡財務支局長。次項において同じ。）」と読  
み替えるものとする。

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第二百十一条の三十七 法第二百七十二条の十七において準用する法  
第一百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる  
事項とする。

一・二（略）

三 少額短期保険業者の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ（略）

ロ 直近の三事業年度における主要な業務の状況を示す指標等と  
して次に掲げる事項

(1) (8)（略）

(9) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第二百七

十二条の二十八において準用する法第百三十条の保険金等の  
 支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（少額短  
 期保険業者に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに  
 限る。）に係る算式により得られる比率をいう。）

(10) (13) (略)

八・二 (略)

四〇六 (略)

2 (略)

(健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等)

第二百一十一条の五十九 法第二百七十二条の二十八において準用する  
 法第百三十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣  
 府令で定めるものの額（少額短期保険業者の経営の健全性を判断す  
 るための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当である  
 かどうかの基準を定めるために用いる少額短期保険業者に係る額に  
 限る。）は、次に掲げる額とする。

一〇七 (略)

2 (略)

別表（第五十九条の二第一項第五号亦関係（保険会社単体））

項目	記載する事項

十二条の二十八において準用する法第百三十条の保険金等の  
 支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算  
 式により得られる比率をいう。）

(10) (13) (略)

八・二 (略)

四〇六 (略)

2 (略)

(健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等)

第二百一十一条の五十九 法第二百七十二条の二十八において準用する  
 法第百三十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣  
 府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一〇七 (略)

2 (略)

別表（第五十九条の二第一項第五号亦関係（保険会社））

項目	記載する事項

細法 目第 百三 十 条第 一 号	一～六 (略) (削る)  七 <u>その他金融庁長官が定める額</u>
細法 目第 百三 十 条第 一 号	八 (削る)  ハ 法第百三十条第一号に掲げる額(保険会社に係るものに限る。)のうち、一から七までに掲げるもの以外のものの合計額
細法 目第 百三 十 条	一 第八十七条第一号に規定する額(損害保険会社にあっては、 <u>五に規定する額を除く。</u> )  一の二～四 (略)  五 損害保険会社において、 <u>第八十七条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額</u>

細法 目第 百三 十 条第 一 号	一～六 (略)  六の二 <u>平成八年大蔵省告示第五十号第一条第四項第一号に規定する額</u>  七 <u>平成八年大蔵省告示第五十号第一条第四項第五号、第五項、第六項及び第八項から第十項までの規定により第八十六条第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額に算入することができる額</u>  ハ <u>平成八年大蔵省告示第五十号第一条の二に規定する額</u>
細法 目第 百三 十 条	九 法第百三十条第一号に掲げる額のうち、一から八までに掲げるもの以外のものの合計額
細法 目第 百三 十 条	一 第八十七条第一号に規定する額(損害保険会社にあっては、 <u>平成八年大蔵省告示第五十号第二条第一項第二号に規定する額を除く。</u> )  一の二～四 (略)  五 損害保険会社において、 <u>平成八年大蔵省告示第五十号第二条第一項第二号に規定する額</u>

別表(第五十九条の三第一項第三号八関係(保険会社連結))

(新設)

項 目	記 載 す る 事 項
細 法 目 第 百 三 十 三 十 三 十 三	<p>二 第八十六条の二第一項第一号に規定する額</p> <p>三 第八十六条の二第一項第二号に規定する額</p> <p>三 第八十六条の二第一項第三号に規定する額</p> <p>四 損害保険契約を有する場合にあっては、第八十六条の二第一項第四号に規定する額</p> <p>五 第八十六条の二第一項第五号に規定する額</p> <p>六 第八十六条の二第一項第六号に規定する額</p> <p>七 第八十六条の二第一項第七号に規定する額</p> <p>八 その他金融庁長官が定める額</p> <p>九 法第百三十条第一号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）のうち、一から八までに掲げるもの以外のものの合計額</p>
法 第 百 三 十 三 十 三	<p>二 生命保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額</p> <p>二 損害保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（<u>八に規定する額を除く。</u>）</p> <p>三 第八十八条第二号に規定する額</p> <p>四 第八十八条第三号に規定する額</p> <p>五 第八十八条第四号に規定する額</p>

号に係る細目	<p>六 生命保険契約を有する場合にあっては、<u>第八十八条第五号に規定する額</u></p> <p>七 <u>第八十八条第六号に規定する額</u></p> <p>八 <u>損害保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額</u></p>
--------	--

別表（第五十九条の二第一項第五号亦関係（外国保険会社等））

項目	記載する事項
目法第二百二	一～六（略）
第一号に係	（削る）
	七 <u>その他金融庁長官が定める額</u>
	（削る）

別表（第五十九条の二第一項第五号亦関係（外国保険会社等））

項目	記載する事項
目法第二	一～六（略）
百二	六の二 <u>平成八年大蔵省告示第五十号第一条第四項第一号に規定する額</u>
二	六の三 <u>平成八年大蔵省告示第五十号第一条第四項第四号に規定する額</u>
二	七 <u>平成八年大蔵省告示第五十号第一条第四項第五号、第五項、第六項及び第八項から第十項までの規定</u>
一	<u>により第百六十一条第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額に算入することができる額</u>
一	八 <u>平成八年大蔵省告示第五十号第一条の二に規定する額</u>

る 細	ハ 法第二百二条第一号に掲げる額のうち、一から七までに掲げるもの以外のものの合計額
細第 法第 目二 第 号二 に百 係二 る条	一 第六十二条第一号に規定する額（外国損害保険会社等にあつては、五に規定する額を除く。） 一の二～四（略） 五 外国損害保険会社等にあつては、第六十二条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額

別表（第五十九条の二第一項第五号亦関係（免許特定法人））

項 目	記 載 す る 事 項
る 法 細 第 目 二 百 二 十 八 条	一～六（略） （削る） （削る） 七 <u>その他金融庁長官が定める額</u>

る 細	九 法第二百二条第一号に掲げる額のうち、一から八までに掲げるもの以外のものの合計額
細第 法第 目二 第 号二 に百 係二 る条	一 第六十二条第一号に規定する額（外国損害保険会社等にあつては、平成八年大蔵省告示第五十号第二号第一項第二号に規定する額を除く。） 一の二～四（略） 五 外国損害保険会社等にあつては、平成八年大蔵省告示第五十号第二号第一項第二号に規定する額

別表（第五十九条の二第一項第五号亦関係（免許特定法人））

項 目	記 載 す る 事 項
る 法 細 第 目 二 百 二 十 八 条	一～六（略） 六の二 <u>平成八年大蔵省告示第五十号第一条第四項第二号に規定する額</u> 六の三 <u>平成八年大蔵省告示第五十号第一条第四項第四号に規定する額</u> 七 <u>平成八年大蔵省告示第五十号第一条第四項第五号、第五項、第六項及び第八項から第十項までの規定により第九十号第一項第七号に規定する金融庁長</u>

第 一 号 に 係	<p>(削る)</p> <p>八 法第二百二十八条第一号に掲げる額のうち、一から七までに掲げるもの以外のもの合計額</p>
第 法 第 二 号 に 百 係 十 八 細 目 条	<p>一 第六十二条第一号に規定する額（特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあつては、五に規定する額を除く。）</p> <p>一の二～四（略）</p> <p>五 特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあつては、第六十二条第一号に規定する額のうち、<u>金融庁長官が定める額</u></p>

第 一 号 に 係	<p>官が定めるものの額に算入することができる額</p> <p>八 平成八年大蔵省告示第五十号第一条の二に規定する額</p> <p>九 法第二百二十八条第一号に掲げる額のうち、一から八までに掲げるもの以外のもの合計額</p>
第 法 第 二 号 に 百 係 十 八 細 目 条	<p>一 第六十二条第一号に規定する額（特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあつては、平成八年大蔵省告示第五十号第二条第一項第二号に規定する額を除く。）</p> <p>一の二～四（略）</p> <p>五 特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあつては、平成八年大蔵省告示第五十号第二条第一項第二号に規定する額</p>

別表（第二百十条の十一の二第一項第四号八関係（保険持株会社））

（新設）

項 目	記 載 す る 事 項
の 法 第 二 第 三	二 第二百十条の十一の三第一項第一号に規定する額
	三 第二百十条の十一の三第一項第二号に規定する額
	三 第二百十条の十一の三第一項第三号に規定する額

二百七十七号に係る細目三十八	<p>四 損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十      条の十一の三第一項第四号に規定する額</p> <p>五 第二百十条の十一の三第一項第五号に規定する額</p> <p>六 第二百十条の十一の三第一項第六号に規定する額</p> <p>七 第二百十条の十一の三第一項第七号に規定する額</p> <p>八 <u>その他金融庁長官が定める額</u></p> <p>九 法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額  <u>のうち、一から八までに掲げるもの以外のもの合計額</u></p>
<p>法の第二三二号に係る細目三十八</p>	<p>一 生命保険契約を有する場合にあっては、第二百十      条の十一の四第一号に規定する額のうち、当該契約  <u>に係る額</u></p> <p>二 損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十      条の十一の四第一号に規定する額のうち、当該契約  <u>に係る額（八に規定する額を除く。）</u></p> <p>三 第二百十条の十一の四第二号に規定する額</p> <p>四 第二百十条の十一の四第三号に規定する額</p> <p>五 第二百十条の十一の四第四号に規定する額</p> <p>六 生命保険契約を有する場合にあっては、第二百十      条の十一の四第五号に規定する額</p> <p>七 第二百十条の十一の四第六号に規定する額</p> <p>八 <u>損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十</u></p>

<p>条の十一の四第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額</p>
--------------------------------------

別表（第二百十一條の三十七第一項第五号口関係（少額短期保険業者））

項目	記載する事項
十に法条お第 第い二 一て百 号準七 に用十 係す二 るる条 細法の 目第二 百十 三八	一～六（略） 七 <u>その他金融庁長官が定める額</u>
十に法	一 第二百十一條の六十第一号に規定する額（ <u>四</u> に規

別表（第二百十一條の三十七第一項第五号口関係（少額短期保険業者））

項目	記載する事項
十に法条お第 第い二 一て百 号準七 に用十 係す二 るる条 細法の 目第二 百十 三八	一～六（略） 七 <u>平成十八年金融庁告示第十四号第二条第三項の規定により第二百十一條の五十九第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額に算入することができる額</u>
十に法	一 第二百十一條の六十第一号に規定する額（ <u>平成十</u>

第百三十八号	第百三十八号
第百三十七号	第百三十七号
第百三十六号	第百三十六号
第百三十五号	第百三十五号
第百三十四号	第百三十四号
第百三十三号	第百三十三号
第百三十二号	第百三十二号
第百三十一号	第百三十一号
第百三十号	第百三十号
第百二十九号	第百二十九号
第百二十八号	第百二十八号
第百二十七号	第百二十七号
第百二十六号	第百二十六号
第百二十五号	第百二十五号
第百二十四号	第百二十四号
第百二十三号	第百二十三号
第百二十二号	第百二十二号
第百二十一号	第百二十一号
第百二十号	第百二十号
第百一十九号	第百一十九号
第百一十八号	第百一十八号
第百一十七号	第百一十七号
第百一十六号	第百一十六号
第百一十五号	第百一十五号
第百一十四号	第百一十四号
第百一十三号	第百一十三号
第百一十二号	第百一十二号
第百一十一号	第百一十一号
第百一十号	第百一十号
第九十九号	第九十九号
第九十八号	第九十八号
第九十七号	第九十七号
第九十六号	第九十六号
第九十五号	第九十五号
第九十四号	第九十四号
第九十三号	第九十三号
第九十二号	第九十二号
第九十一号	第九十一号
第九十号	第九十号
第八十九号	第八十九号
第八十八号	第八十八号
第八十七号	第八十七号
第八十六号	第八十六号
第八十五号	第八十五号
第八十四号	第八十四号
第八十三号	第八十三号
第八十二号	第八十二号
第八十一号	第八十一号
第八十号	第八十号
第七十九号	第七十九号
第七十八号	第七十八号
第七十七号	第七十七号
第七十六号	第七十六号
第七十五号	第七十五号
第七十四号	第七十四号
第七十三号	第七十三号
第七十二号	第七十二号
第七十一号	第七十一号
第七十号	第七十号
第六十九号	第六十九号
第六十八号	第六十八号
第六十七号	第六十七号
第六十六号	第六十六号
第六十五号	第六十五号
第六十四号	第六十四号
第六十三号	第六十三号
第六十二号	第六十二号
第六十一号	第六十一号
第六十号	第六十号
第五十九号	第五十九号
第五十八号	第五十八号
第五十七号	第五十七号
第五十六号	第五十六号
第五十五号	第五十五号
第五十四号	第五十四号
第五十三号	第五十三号
第五十二号	第五十二号
第五十一号	第五十一号
第五十号	第五十号
第四十九号	第四十九号
第四十八号	第四十八号
第四十七号	第四十七号
第四十六号	第四十六号
第四十五号	第四十五号
第四十四号	第四十四号
第四十三号	第四十三号
第四十二号	第四十二号
第四十一号	第四十一号
第四十号	第四十号
第三十九号	第三十九号
第三十八号	第三十八号
第三十七号	第三十七号
第三十六号	第三十六号
第三十五号	第三十五号
第三十四号	第三十四号
第三十三号	第三十三号
第三十二号	第三十二号
第三十一号	第三十一号
第三十号	第三十号
第二十九号	第二十九号
第二十八号	第二十八号
第二十七号	第二十七号
第二十六号	第二十六号
第二十五号	第二十五号
第二十四号	第二十四号
第二十三号	第二十三号
第二十二号	第二十二号
第二十一号	第二十一号
第二十号	第二十号
第十九号	第十九号
第十八号	第十八号
第十七号	第十七号
第十六号	第十六号
第十五号	第十五号
第十四号	第十四号
第十三号	第十三号
第十二号	第十二号
第十一号	第十一号
第十号	第十号
第九号	第九号
第八号	第八号
第七号	第七号
第六号	第六号
第五号	第五号
第四号	第四号
第三号	第三号
第二号	第二号
第一号	第一号

第百三十八号

第百三十七号

第百三十六号

第百三十五号

第百三十四号

第百三十三号

第百三十二号

第百三十一号

第百三十号

第百二十九号

第百二十八号

八年金融庁告示第十四号第三条第一項第二号に規定

する額を除く。）

二・三（略）

四 平成十八年金融庁告示第十四号第三条第一項第二

号に規定する額

に用十

係す二

るる条

細法の

目第二

百十

三十八

別紙様式第6号（第59条関係）

（略）

第1～第6（略）

第7

年度中（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の

充実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・レージツ総額

（表略）

（記載上の注意）

法第130条第1号に掲げる額（保険会社に係るものに限る。）

別紙様式第6号（第59条関係）

（略）

第1～第6（略）

第7

年度中（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の

充実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・レージツ総額

（表略）

（記載上の注意）

法第130条第1号に掲げる額をいう。

<p>をいう。</p> <p>2 リスク合計額 (表略) (記載上の注意) 法第130条第2号に掲げる額(保険会社に係るものに限る。)</p> <p>3 (略)</p> <p>別紙様式第6号の2(第59条関係) (略)</p> <p>第1～第6 (略) 第7</p> <p>年度中( 年 月 日現在) 保険金等の支払能力の 充実の状況に関する書面</p> <p>1 ソルベンシー・レージン総額 (表略) (記載上の注意) 法第130条第1号に掲げる額(保険会社に係るものに限る。)</p> <p>2 リスク合計額 (表略) (記載上の注意) 法第130条第2号に掲げる額(保険会社に係るものに限る。)</p>	<p>2 リスク合計額 (表略) (記載上の注意) 法第130条第2号に掲げる額をいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>別紙様式第6号の2(第59条関係) (略)</p> <p>第1～第6 (略) 第7</p> <p>年度中( 年 月 日現在) 保険金等の支払能力の 充実の状況に関する書面</p> <p>1 ソルベンシー・レージン総額 (表略) (記載上の注意) 法第130条第1号に掲げる額をいう。</p> <p>2 リスク合計額 (表略) (記載上の注意) 法第130条第2号に掲げる額をいう。</p>
--	---

をいう。

3 (略)

別紙様式第6号の3 (第59条関係)

(略)

目次

第1 (略)

第2 中間連結財務諸表

1 中間連結財務諸表の作成方針

2 中間連結貸借対照表

3 中間連結損益計算書

4 中間連結キャッシュ・フロー計算書

5 中間連結株主資本等変動計算書

6 中間連結基金等変動計算書

第3 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

(記載上の注意)

(略)

第1・第2 (略)

第3

年度中( 年 月 日現在) 保険金等の支払能力の

充実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・ラージン総額

3 (略)

別紙様式第6号の3 (第59条関係)

(略)

目次

第1 (略)

第2 中間連結財務諸表

1 中間連結財務諸表の作成方針

2 中間連結貸借対照表

3 中間連結損益計算書

4 中間連結キャッシュ・フロー計算書

5 中間連結株主資本等変動計算書

6 中間連結基金等変動計算書

(新設)

(記載上の注意)

(略)

第1・第2 (略)

(新設)

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円
------------------	-----

(記載上の注意)

法第130条1号に掲げる額(保険会社及びその子会社等に係るものに限る。)をいう。

2 リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円
------------	-----

(記載上の注意)

法第130条第2号に掲げる額(保険会社及びその子会社等に係るものに限る。)をいう。

3 保険金等の支払能力の充実を示す比率

$(A) / \{ (1 / 2) \times (B) \}$	%
----------------------------------	---

(記載上の注意)

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。

別紙様式第7号(第17条の5、第25条の2及び第59条関係)  
(略)

第1～第13 (略)

別紙様式第7号(第17条の5、第25条の2及び第59条関係)  
(略)

第1～第13 (略)

<p>第14</p> <p>年度（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面</p> <p>1 ソルベンシー・レージン総額 （表略） （記載上の注意）</p> <p>法第130条第1号に掲げる額（<u>保険会社に係るものに限る。</u>）をいう。</p> <p>2 リスク合計額 （表略） （記載上の注意）</p> <p>法第130条第2号に掲げる額（<u>保険会社に係るものに限る。</u>）をいう。</p> <p>3 （略）</p> <p>別紙様式第7号の2（第17条の5、第25条の2及び第59条関係） （略）</p> <p>第1～第13（略） 第14</p> <p>年度（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面</p> <p>1 ソルベンシー・レージン総額 （表略）</p>	<p>第14</p> <p>年度（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面</p> <p>1 ソルベンシー・レージン総額 （表略） （記載上の注意）</p> <p>法第130条第1号に掲げる額をいう。</p> <p>2 リスク合計額 （表略） （記載上の注意）</p> <p>法第130条第2号に掲げる額をいう。</p> <p>3 （略）</p> <p>別紙様式第7号の2（第17条の5、第25条の2及び第59条関係） （略）</p> <p>第1～第13（略） 第14</p> <p>年度（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面</p> <p>1 ソルベンシー・レージン総額 （表略）</p>
---	---

(記載上の注意)

法第130条第1号に掲げる額(保険会社に係るものに限る。)  
をいう。

- 2 リスク合計額  
(表略)

(記載上の注意)

法第130条第2号に掲げる額(保険会社に係るものに限る。)  
をいう。

- 3 (略)

別紙様式第7号の3(第25条の3及び第59条関係)

(略)

目次

第1 (略)

第2 連結財務諸表

1 連結財務諸表の作成方針

2 連結貸借対照表

3 連結損益計算書

4 連結キャッシュ・フロー計算書

5 連結株主資本等変動計算書

6 連結基金等変動計算書

第3 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

(記載上の注意)

(記載上の注意)

法第130条第1号に掲げる額をいう。

- 2 リスク合計額  
(表略)

(記載上の注意)

法第130条第2号に掲げる額をいう。

- 3 (略)

別紙様式第7号の3(第25条の3及び第59条関係)

(略)

目次

第1 (略)

第2 連結財務諸表

1 連結財務諸表の作成方針

2 連結貸借対照表

3 連結損益計算書

4 連結キャッシュ・フロー計算書

5 連結株主資本等変動計算書

6 連結基金等変動計算書

(新設)

(記載上の注意)

(略)

第1・第2 (略)

第3

年度( )年 月 日現在) 保険金等の支払能力の充

実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・レージンを総額

ソルベンシー・レージン総額(A)	百万円
------------------	-----

(記載上の注意)

法第130条1号に掲げる額(保険会社及びその子会社等に係るものに限る。)をいう。

2 リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円
------------	-----

(記載上の注意)

法第130条第2号に掲げる額(保険会社及びその子会社等に係るものに限る。)をいう。

3 保険金等の支払能力の充実を示す比率

$(A) / \{ (1 / 2) \times (B) \}$	%
----------------------------------	---

(略)

第1・第2 (略)

(新設)

(記載上の注意)

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。

別紙様式第14号（第210条の10関係）

（略）

目次

- 第1 (略)
- 第2 中間連結財務諸表
  - 1 中間連結財務諸表の作成方針
  - 2 中間連結貸借対照表
  - 3 中間連結損益計算書
  - 4 中間連結キャッシュ・フロー計算書
  - 5 中間連結株主資本等変動計算書
  - 6 中間連結基金等変動計算書

第3 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

(記載上の注意)

(略)

第1・第2 (略)

第3

年度中（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の

充実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・マージン総額

別紙様式第14号（第210条の10関係）

（略）

目次

- 第1 (略)
- 第2 中間連結財務諸表
  - 1 中間連結財務諸表の作成方針
  - 2 中間連結貸借対照表
  - 3 中間連結損益計算書
  - 4 中間連結キャッシュ・フロー計算書
  - 5 中間連結株主資本等変動計算書
  - 6 中間連結基金等変動計算書

(新設)

(記載上の注意)

(略)

第1・第2 (略)

(新設)

ソルベンシー・レージン総額(A)	百万円
------------------	-----

(記載上の注意)

法第271条の280の2第1号に掲げる額をいう。

2 リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円
------------	-----

(記載上の注意)

法第271条の280の2第2号に掲げる額をいう。

3 保険金等の支払能力の充実を示す比率

$(A) / \{ (1 / 2) \times (B) \}$	%
----------------------------------	---

(記載上の注意)

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。

別紙様式第15号 (第210条の10関係)

(略)

目次

第1 (略)

別紙様式第15号 (第210条の10関係)

(略)

目次

第1 (略)

第2 連結財務諸表

- 1 連結財務諸表の作成方針
- 2 連結貸借対照表
- 3 連結損益計算書
- 4 連結キャッシュ・フロー計算書
- 5 連結株主資本等変動計算書
- 6 連結基金等変動計算書

第3 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面  
 (記載上の注意)

(略)

第1・第2 (略)

第3

年度( 年 月 日現在) 保険金等の支払能力の充

実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・レージン総額

ソルベンシー・レージン総額(A)	百万円
------------------	-----

(記載上の注意)

法第271条の280の2第1号に掲げる額をいう。

2 リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円
------------	-----

第2 連結財務諸表

- 1 連結財務諸表の作成方針
- 2 連結貸借対照表
- 3 連結損益計算書
- 4 連結キャッシュ・フロー計算書
- 5 連結株主資本等変動計算書
- 6 連結基金等変動計算書

(新設)

(記載上の注意)

(略)

第1・第2 (略)

(新設)

（記載上の注意）

法第271条の28の2第2号に掲げる額をいう。

3 保険金等の支払能力の充実を示す比率

$(A) / \{ (1 / 2) \times (B) \}$	%
----------------------------------	---

（記載上の注意）

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。

別紙様式第16号の17（第17条の5、第25条の2及び第211条の36第1項関係）

（略）

第1～第13（略）

第14

年度（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の充

実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・マージン総額

（表略）

（記載上の注意）

保険業法第272条の28において準用する同法第130条第1号に掲げる額（少額短期保険業者に係るものに限る。）をいう。

別紙様式第16号の17（第17条の5、第25条の2及び第211条の36第1項関係）

（略）

第1～第13（略）

第14

年度（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の充

実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・マージン総額

（表略）

（記載上の注意）

保険業法第272条の28において準用する同法第130条第1号に掲げる額をいう。

<p>2 リスク合計額 （表略） （記載上の注意）</p> <p>保険業法第272条の28において準用する同法第130条第2号に掲げる額（<u>少額短期保険業者に係るものに限る。</u>）をいう。</p> <p>3 （略）</p>	<p>2 リスク合計額 （表略） （記載上の注意）</p> <p>保険業法第272条の28において準用する同法第130条第2号に掲げる額をいう。</p> <p>3 （略）</p>
<p>別紙様式第16号の18（第211条の36第2項関係） （略）</p> <p>第1～第6 （略） 第14</p> <p>年度中（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面</p> <p>1 ソルベンシー・マージン総額 （表略） （記載上の注意）</p> <p>保険業法第272条の28において準用する同法第130条第1号に掲げる額（<u>少額短期保険業者に係るものに限る。</u>）をいう。</p> <p>2 リスク合計額 （表略） （記載上の注意）</p> <p>保険業法第272条の28において準用する同法第130条第2号に掲げる額（<u>少額短期保険業者に係るものに限る。</u>）をいう。</p>	<p>別紙様式第16号の18（第211条の36第2項関係） （略）</p> <p>第1～第6 （略） 第14</p> <p>年度中（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面</p> <p>1 ソルベンシー・マージン総額 （表略） （記載上の注意）</p> <p>保険業法第272条の28において準用する同法第130条第1号に掲げる額をいう。</p> <p>2 リスク合計額 （表略） （記載上の注意）</p> <p>保険業法第272条の28において準用する同法第130条第2号に掲げる額をいう。</p>

## 附 則

法第百十一条第二項及び第百七十一条の二十五第一項に規定する説明書類の記載事項のうち、次に掲げるものについては、平成二十四年三月三十一日以後終了する事業年度に係るものについて記載することを要し、同日前に終了する事業年度に係るものについては記載することを要しない。

一 この府令による改正後の保険業法施行規則（次号において「新規則」という。）第五十九条の三第一項第二号ロ(6)及び第三号八に掲げる事項

二 新規則第二百十条の十の二第一項第三号ロ(6)及び第四号八に掲げる事項